

ポリティカル・コレクトネスの社会・文化的要因

藤 田 直 也

要旨 本稿は米国において人権擁護の立場からいわゆる「不適切な」表現やことばの是正を謳ったポリティカル・コレクトネス現象の社会的・文化的要因を考察し、この運動が「人権」という権利を擁護する一方で、米国社会が最も尊重する「表現の自由」という権利に大きな打撃を与えたことを論じる。また、米国と比較し、日本におけることば狩りと呼ばれる言論抑圧はポリティカル・コレクトネスに類似してはいるが、社会形態そして文化背景の違いにより異なったものであることを示す。

キーワード：ポリティカル・コレクトネス、人権、表現の自由、公民権運動、アファーマティブ・アクション

The Social and Cultural Factors of Political Correctness

Naoya Fujita

Abstract This paper (i) considers social and cultural factors of *political correctness*, a phenomenon in the United States in which “inappropriate” words or expressions are banned and replaced based on the standpoint of the protection of fundamental human rights, and (ii) points out that while this social movement has contributed to protection of human rights, it has ironically exhibited serious damage to the freedom of expression, one of the most fundamental rights in the country. The Japanese society exhibits a similar phenomenon known as *kotoba-gari* “word hunt”; however, the present study argues that it differs from *political correctness* due to its unique social and cultural backgrounds.

Keywords: political correctness, human rights, freedom of expression, Civil Rights Movement, Affirmative Action

1. はじめに

言論の抑圧は、たとえば戦時や独裁政治下における言論統制のような強圧的抑圧に限らず、言論の自由が十分保障されている現代自由社会のもとでも起きる。本稿では、米国におけるポリティカル・コレクトネス (Political Correctness 「政治的適正」) という現象を考察し、言論抑制の社会的・文化的要素を論じる。現代米国社会において言論を抑圧している要素は、言論の自由同様社会で保障されている「権利 (rights)」であることを歴史的観点から論じ、また権利自体の享受が個人個人で異なる点において、自由社会の言論抑圧は相対的抑圧であることを示す。また、ポリティカル・コレクトネスはもともとは自由社会で保障されるべき権利の擁護を目的とした運動であったにもかかわらず、同様に擁護されるべき freedom of expression (表現の自由) をも侵害しているという矛盾点を指摘する。最後に、日本における言論抑圧にも言及し、ポリティカル・コレクトネスとの質的相違点を論じる。

まずポリティカル・コレクトネスという用語を客観的に定義したものとして Oxford Dictionary および Merriam-Webster Dictionary の定義を挙げる。

(1) *political correctness* (n.)

the principle of avoiding language and behavior that may offend particular groups of people

[Oxford Dictionary]

politically correct (adj.)

conforming to a belief that language and practices which could offend political sensibilities (as in matters of sex or race) should be eliminated

-political correctness (noun)

[Merriam-Webster Dictionary]

つまりポリティカル・コレクトネスとは人種、性別、職業、身体的特徴など、他人と自分を区別できるあらゆる範疇において、マイノリティに属する者の感情を害したり不利益をこうむるようなことばや表現を政治的・社会的実践レベルで是正する際の基準であると言える。社会の中でさまざまなグループに属する個人個人の「権利」に対する価値観が話し手と聞き手の間で食い違った時に「理解の齟齬」または「誤解」が生じるが、ポリティカル・コレクトネスはその齟齬を政治的に、つまり人為的に回避するためのメカニズムだと理解してもよい。参考までに政治的・社会的実践レベルで是正されるべきとされ、実際には是正語として頻出するポリティカル・コレクトネス語の例を以下に挙げる。

(2) a. 【性別関連の是正語】

<i>chairman</i>	⇒	<i>chairperson</i>	「議長」
<i>police man / woman</i>	⇒	<i>police officer</i>	「警察官」
<i>man-made</i> ⁽¹⁾	⇒	<i>artificial</i>	「人工の」

b. 【人種・民族関連の是正語】

<i>Indian</i>	⇒	<i>Native American</i>	「インディアン」
<i>Eskimo</i>	⇒	<i>Inuit/Native Alaskan</i>	「エスキモー」
<i>Oriental</i>	⇒	<i>Asian</i>	「黄色人種」

c. 【職業関連の是正語】

<i>dog catcher</i>	⇒	<i>dog warden</i>	「野犬捕獲者」
<i>janitor / garbage man</i>	⇒	<i>sanitation engineer</i>	「清掃業者」
<i>housewife</i>	⇒	<i>homemaker</i>	「主婦」

d. 【身体的特徴関連の是正語】

<i>fat</i>	⇒	<i>overweight/obese</i>	「太った」
<i>a handicapped person</i>	⇒	<i>a physically challenged person</i>	「身障者」
<i>retarded</i>	⇒	<i>mentally challenged</i>	「知的障害の」

これらの例を見ると、ポリティカル・コレクトネスによる造語の要因はさまざまである。たとえば (2a) に挙げた性別関連語では男性中心で命名された語が是正されており、(2b) に挙げた人種・民族関連語においては支配者側の主観によって命名された語が是正されている。また (2c)、(2d) に挙げた職業や身体的特徴関連語においてはそのことばにつく否定的イメージが是正されていることがわかる。ポリティカル・コレクトネスが及ぼす範疇は上記の例に限らない。たとえば宗教においては、*Merry Christmas* というフレーズは時候の挨拶のように一般的に使われてきたが、このことばは非キリスト教信者に対して適切でない、つまり *politically incorrect* であるとして学校など公共の場所では *Happy Holidays* にとってかわりつつあることなどが挙げられる。

ポリティカル・コレクトネスの性質を論じる際、例として頻繁にとりあげられるのが黒人を指すことばである。後述する公民権運動が活発化する1960年代までは黒人を指す

(1) *man-made* の *man* は一般的な「人」を指しているのであって厳密には性別に関わることばではない。しかし一般的な「人」に「男性」を指す *man* を使っている点が問題であり是正されるべきであるとポリティカル・コレクトネス擁護者は主張するのである。

negro または *nigger* という語は黒人白人双方によって使われてきたが（黒人が使う場合は自己のアイデンティティを示し、白人を使う場合は蔑称として）、のちに *black* ということばにとってかわられた。さらに後年、色による人種の呼称は黒人の感情を不当に害するものとして主にメディアや公共機関などでは *African American* が使われるようになった⁽²⁾。しかし *African American* という語は黒人系米国人を指すにすぎず、人種の特徴そのものは示すことはできない。この例からもわかるようにポリティカル・コレクトネスによることばの是正の副作用として、元々の語義からの著しい逸脱を引き起こすことが挙げられる。(2)で挙げた例をとれば、(2c) の *dog catcher* 「野犬捕獲者」の是正語 *dog warden* がそれである。*catcher* ということばは保健所などで野犬捕獲に従事する人に対して「残虐」といったマイナスイメージを与えるとして、彼らの職業の尊厳を擁護するために *warden* と是正したものである。しかし *warden* という語は語義的には *guard* と同じ「守るもの」であり、本来の「捕獲」の意味から大きく逸脱しているのは明白である。

ポリティカル・コレクトネスの“political”という語からも分かるように、この現象は自然発生的なものではなく人為的になされたものである点に注意したい。歴史的に見て新興国である米国という国は、英国やフランスなど他の文明国とは異なり、建国の初段階において「法」がまずあり、そこに国家つまり *states* が乗った国である（司馬, 1989, p.145）。つまり米国では、人間の生き方をその国が培ってきた「慣習」という名の枠に入れることなく、法のもとに置くのであり、ポリティカル・コレクトネスもこのような政治的土壌の上に現われた現象として解釈していくのが自然であろう。

2. ポリティカル・コレクトネス発現の歴史的・社会的背景

ポリティカル・コレクトネスの概念に密接に関わる「マイノリティ・グループ」は、米国の歴史の中で長い間表舞台に出ることはなかった。彼らの存在が政治的に大きな意味を持ちはじめたのは1950年代である。それ以降に出現したポリティカル・コレクトネス現象を理解するにはこの時代の歴史的・社会的背景を見ていく必要がある。

米国の憲法下で保障された基本的人権とは少なくとも20世紀中盤までは白人、主にアングロサクソン系の人々に適用するだけのものだったといっても過言ではない。ここで特に注意を払うべきは、いわゆるマイノリティ・グループの人権である。特にアングロサクソン系以外の民族のなかでも最も早い時期にアメリカ社会に入ってきたにもかかわらず、基本的人権の享受はもとより、非人間的な生活を強いられてきた黒人を抜きにして米国の人

(2) 他グループが自グループに対して用いる不適切語・差別語は自グループ内で使用する限りは問題を生じないことがままある。セクション1で述べたように *nigger* ということばは明らかに黒人への蔑称であり是正語として *African American* などが使われるようになったが、現代において（若い）黒人男性同士が親しげにお互いを呼び合う際、“*Hey brother.*” に似たニュアンスで“*Hey nigger.*”という言い方が使われる。使用者によって解釈が異なる相対的解釈の一例である。

権問題は語れない。その黒人の権利保障を中心に1950-1960年代に全国的広がりを見せた「公民権運動」(Civil Rights Movement)が本稿で述べるポリティカル・コレクトネスの発端となっていることに疑いの余地はない。

公民権運動の原動力として、人種隔離政策などの黒人に対する差別を是正し、黒人はじめ他のマイノリティ・グループも含めたすべての人間に「平等な機会」が与えられるようにしかるべき措置をとることを求めた Martin Luther King Jr.、また King 牧師がめざした白人中心の社会への参加は同化であり必ずしも黒人の自由につながるものではないという認識のもとで、黒人のアイデンティティを尊重し、彼ら自身による自治をめざした Malcolm Xなどが挙げられるが、全米に波紋を広げたこれらの運動の成果として1964年に公民権法 (Civil Rights Act of 1964) が施行された社会的意義は大きい⁽³⁾。この法により、就職・公共施設・学校などにおける人種・皮膚の色・性別・出身地・宗教などによる差別が禁止され、さらに具体的な措置として平等な雇用をめざすための委員会の設置などが決定された。また公民権法は、黒人差別など人種差別の禁止だけにとどまらず、性別差別や宗教差別の禁止をも謳っている。このことは後のポリティカル・コレクトネス現象と深く関連してくる点に留意されたい。

公民権法は行政レベルでの確固とした実践が求められた。この実践を指してアファーマティブ・アクション (Affirmative Action 「積極的是正措置」) と言う。ここで問題となるのは、公民権法がいかに affirmative に、つまり積極的に実践されたかということである。1965年に行政令として発令されたアファーマティブ・アクションは、企業が従業員や求職者に対して、人種・膚の色・宗教・性別・出身地などによる差別をなくすように積極的是正措置をとることを求めたものである。「積極的是正措置」とは、すべての人に雇用の門戸を開くという「機会の平等」にとどまらず、マイノリティの人も実際に「積極的」に雇用されるべきだという「結果の平等」を求めた点が特筆すべきである。「結果の平等」とは極端な例を挙げれば、ある地域において、もしマイノリティの人口が20%を占めているなら、その地域の就業人口の20%はマイノリティでなければならないということである。さらに職種においても「結果の平等」は実践されなければならないという方向に向かい、ホワイトカラー、ブルーカラーのあらゆる職種においてこの人口比率は遵守されるべきで

(3) *Civil Rights Act of 1964* の条文は以下のとおりである。

To enforce the constitutional right to vote, to confer jurisdiction upon the district courts of the United States to provide injunctive relief against discrimination in public accommodations, to authorize the attorney General to institute suits to protect constitutional rights in public facilities and public education, to extend the Commission on Civil Rights, to prevent discrimination in federally assisted programs, to establish a Commission on Equal Employment Opportunity, and for other purposes. Be it enacted by the Senate and House of Representatives of the United States of America in Congress assembled, that this Act may be cited as the "Civil Rights Act of 1964".
-Title VII of the Civil Rights Act of 1964 (Pub. L. 88-352)

あるとの潮流ができた。その結果、教育レベルの低いマイノリティに雇用主が積極的に手を差し伸べることで、たとえば職業訓練プログラムの充実など実践も進められてきた。

また、アファーマティブ・アクションにより、雇用同様、教育面での積極的是正措置も求められた。この措置がもたらしたマイナス面としては、大学入学などの際に白人とマイノリティの学生でどちらも同じ学力レベルにあった場合、マイノリティの学生の方が入学しやすくなるという逆差別現象が起きたことをはじめ、相対的に入学基準より学力が低くてもマイノリティであれば「学力が低いのは過去の差別の結果満足な教育が得られなかったから」という論理により積極的に入学が許可されるというような現象も起きてきたことが挙げられる。

「機会の平等」と「結果の平等」、この二つの考え方は似て非なるものである。「平等」、つまり *equality* ということばは前者においては *fairness* に、後者においては *evenness* に近いと言ってもよいであろう。建国以来米国が持ち続けてきた「平等」の価値感とは *evenness* ではなく *fairness* であったことは *American Dream* という考えひとつを見ても明白である。*American Dream* とは「誰にでも成功のチャンスはある。成功する、しないはその人の努力と運次第だが、少なくともその機会はすべてのものに与えられている」ということであり、「誰もが均等に成功するべきだ」ということではないのである。

1960年代中盤に生まれ現代の米国社会に少なからず影響をあたえ続けているアファーマティブ・アクションは、「平等」という米国の基本理念に新たな解釈の方向性を与えたという意味において米国史に特記すべきできごとだったと言える。もちろんアファーマティブ・アクションによる「平等」の再定義、およびそれに伴う逆差別を憂慮する論者は当初から多かった⁽⁴⁾。しかしこの政策は、多数の人々、特に抑圧され続けてきた黒人や、遅く移民してきたため米国建国の基本理念・基本的人権を肌で感じ取る機会のなかった非ヨーロッパ系移民などのマイノリティ・グループ、そして被差別者の人権を擁護する人々に圧倒的に支持されたことは言うまでもない。

アファーマティブ・アクションは人々の「権利」の概念の捉え方にも大きな影響を及ぼした。公民権運動の究極の目的は市民一人一人が個人単位で自由と平等の権利を勝ち取ることであったが、実際にはそれらの権利は「マイノリティ」という「グループ意識」を通して勝ち取るものとなってしまったのである。その結果、たとえばマイノリティ・グループに属する人間が希望通りの職に就くことができない時、自分の持っている資質（能力・資格・経験の有無など）に言及することなしに、マイノリティ・グループの出自ゆえに雇

(4) アファーマティブ・アクションへの反論として、たとえば Nathan Glazer は *Affirmative Discrimination: Ethnic Inequality and Public Policy* (1975) で、アファーマティブ・アクションと逆差別について論じ、人種に基づいたアファーマティブ・アクション政策は単なる権利の割り当て制であり、差別撤廃には何の効果も持たないだけでなく、むしろ自由平等の精神に反していると論じている。

用差別された、と安易に言える環境ができてきてしまった。個人の主張を個人とする努力、そしてその必要性が希薄になったのである。このように公民権運動の副産物として生まれたアフーマティブ・アクションは、マイノリティの権利を擁護した半面、マジョリティへの反差別を生み、さらに「権利」という概念はかつてのような絶対的なものではなく、グループの数だけ存在する相対的概念になっていった。

ポリティカル・コレクトネスは上述の社会背景のもとで生まれた。一人一人が自分の属するグループを軸に権利を主張するにつれ、第三者が自グループをどのように見ているかということに敏感になり、自分たちに対し思慮深く接した言動レベルでもそれを実践するように求めていったのがポリティカル・コレクトネスなのである。

3. ポリティカル・コレクトネスの問題点

上で述べてきたように、アフーマティブ・アクション（積極的是正措置）の副産物である権利に対する過剰な相対的解釈は、個人の権利は独力ではなくグループ帰属意識を通して得るものだという流れを生み、内的矛盾を引き起こした。また権利に対するグループ帰属意識が高まるにつれ、Xにとっては差別的なことが、Yにとってはそうではないという権利という概念への多義性・相対性も生じさせた。特に多民族・多文化国家である米国においては、社会構成員の属する民族・文化の裾野は格段に広く、それがゆえに各自が主張する権利も多種多様になり、おたがいの持つ価値観に共有できない要素が増えてきたのである。別の言い方をすれば、多民族・多文化社会である米国では、個人の自由を保障すべき人権というものが、結果として皮肉なことに社会構成員の間により深い「誤解」と「理解の不一致」を生み出してしまったのである。社会とは個人個人のつながりの総体であるのに、その個人の自由と幸福を本来保障すべき「人権」が結果的には社会の中での人のつながりを希薄にしてしまっているという点に現代米国社会の社会的・政治的矛盾が見られる。

同じことは言語レベルでも見ることができる。人種であれ、職業であれ、性別であれ、個人がグループを意識すればするほど、その中の一要素でしかない個人の特性（個性）への関心は薄れ、同時にその特性を表現する必要性も薄れていく。その一方で、自分が帰属するグループの特性を示す言語表現にはこれまで以上に敏感になっていく。自分の権利を保護してくれるグループは、それ自体外圧から保護されなければならない。この防衛原理が言語において過剰に作用した場合、言語生活、ひいては精神活動に多大な制動がかかってくるのだ。ともすれば不適切な表現をした者に対しては差別者としてのレッテルを自動的に張る風潮が生まれ、いわゆることば狩りという形で健全な言論活動を抑圧する。ポリティカル・コレクトネスの弊害である。

上述した言語抑圧はメディアに限らず公的機関でも見られ、特にその影響が甚大だった

のは教育である。本来教育は思想・政治を超越してなされるべきものであり、とりわけ米国は教育におけるリベラリズムを誇りとしてきた⁵⁾。ポリティカル・コレクトネスへの過剰な反応は教育現場での表現の自由に大きな制約をかけ、それによる思考の停滞が懸念されている (Vann Woodward, 1992, pp.48-49)。

このようにポリティカル・コレクトネスの問題点とは、本来積極的に差別をなくしていくはずの行動であるのが、差別について語るといふ本質的事象までも言論抑圧によって阻止してしまう自家中毒の危険性を抱えている点にある。社会人類学的には禁忌 (タブー) の多さと社会の未開度は比例すると言われる。ポリティカル・コレクトネスは米国社会の成熟度をもたらしたものであるにも関わらず、結果として逆行とも言える禁忌を言語表現にもたらした点に矛盾が見いだされる。

以上の問題点とは別に、ポリティカル・コレクトネス擁護者の主張の裏には、自分同様他人のことは監視することによって、いつか差別心や偏見が心の中から消えていくという信念が見受けられる。言うまでもなく、ことは意味を内包する。そして適切な「意味の解釈」は「コンテキスト」があってはじめて成立するものである。どんな「不適切な」ことばでもそれが真の差別的・侮蔑的表現として解釈されるべきか否かを示す「コンテキスト」が存在する。ポリティカル・コレクトネスの正当性の可否を論じる際、ことばそれ自体は、たとえそれが「不適切な」ことばであっても、けっして本質的に差別的・侮蔑的ではないということを常に念頭に置く必要があるであろう (Fromkin and Rodman, 2003, p.490)。

4. 日本における言論抑圧の文化背景

米国では公民権運動によって人種などの多様性を政治的に許容した結果、これまで抑圧されてきたグループの権利が尊重されるようになり、それに続くアファーマティブ・アクション (積極的是正措置) の副産物としてポリティカル・コレクトネス (政治的適正) が出現し、セクション3で述べたように言論抑圧という形で表現の自由に影響を与えた。つまりポリティカル・コレクトネスは社会構成員のアイデンティティの多様性に起因するわけである。一方、日本においても表現の自由に対する障害は存在するにはする。しかし、多様性に富む米国と異なり、単一性の強い社会である日本において言論を抑圧する要素とはいったい何なのだろうか。

日本のような価値観の振幅が少ない社会では、自分が持つ「権利」と、他人の持つ「権利」の幅も狭くなる。また、日本社会は後天的に獲得した技能や資格などによる「ヨコ」

⁵⁾ このため、米国では初・中・高等教育のいずれにおいても教育方針において公的機関の干渉を受けず、日本に見られるような教育指導要領や検定教科書などを持たない。

の人間のつながりよりも、年功序列や血縁のような生来的要素による「タテ」の人間のつながりに重きを置く社会である（Nakane, 1970, pp.1-22）。そして、ヨコ社会における倫理規範は「ルール」のような明文化された規範であるのに対し、タテ社会における倫理規範は「常識」や「生活の知恵」といった不文律の形を取る傾向がある（*ibid.*, pp.40-63）。ゆえにタテ社会では米国に見られるポリティカル・コレクトネスのような人工的な是正装置の必要性が希薄になるわけだが、社会が複雑になるにつれ、これまでの常識や生活の知恵では通用しない権利の問題が出現し、それに伴い言語表現の適正も考慮される必要性がでてくるのは事実である。

このような社会状況において、ポリティカル・コレクトネスは発現せず、いわゆる「不適切」と考えられる表現の是正は「自主規制」という日本特有のメカニズムをとる。マイノリティや被差別者に関連することばや表現を「自主的」に規制しようというこの行動は、マイノリティや被差別者の主張を尊重し政治的に適正であろうとし、積極的に是正しようとするポリティカル・コレクトネス運動とは大きく異なる。日本における自主規制の実態とは、自主的に当該表現の適正・非適正を討議することはせずに、マイノリティや被差別者からクレームが出る前に問題回避策として「不適切」な表現を規制しておこうという行ないであることは明白である。それでもなお、この行動をあたかもこれまでの社会常識からの当然の帰結であるがごとく「自主」と呼ぶ点に、倫理規範を「常識」や「生活の知恵」といったような不文律で解釈してきた日本特有の歴史的・社会的背景が観察できることは興味深い。

5. まとめ

本稿では表現の自由の保障に重きを置く米国社会における言論の抑圧を歴史的・文化的側面から考察した。公民権運動、そしてそれに続くアファーマティブ・アクションの結果、個人の権利主張にグループ帰属意識が必要となったことは個人主義を尊重する米国社会においては大きなジレンマであった。また、他国に類を見ない米国が抱える多様性という社会形態が上述のジレンマを増大させた。言語レベルにおいて社会の多様性は自分が属するグループ以外の者に対するセンシティブリティを政治レベルに限らず言語レベルにおいても要求し、それはポリティカル・コレクトネスという人工的メカニズムとして発現した。

西洋の他の国と異なり建国当初から法国家であり、どの国にもまして表現の自由を保障すべきであるとの考えを持ちつづけてきた米国がこれらの問題をいかに解決していくのか、この国が持つダイナミズムを今後も注視していきたい。

参 照 文 献

- Bloom, A. (1987). *The Cloding of the American Mind*. New York. Simon & Schuster.
- Fromkin, V., Rodman, R., & Hyams, N. (2003). *An Introduction to Language*. Boston. Thomson Heinle.
- Glazer, N. (1970). *Affirmative Discrimination: Ethnic Inequality and Public Policy*. New York. Basic Books, Inc.
- Howard, P. K. (1996). *The Death of Common Sense*. New York. Warner Books.
- Nakane, C. (1970). *Japanese Society*. Los Angeles. University of California Press.
- Vann Woodward, C. (1992). Freedom and the Universities. In Aufderheide, P. ed., *Beyond PC: Toward a Politics of Understanding*. Saint Paul. Graywolf Press.
- Wilson, J. K. (1995). *The Myth of Political Correctness*. Durham. Duke University Press.
- 司馬遼太郎 (1989). 『アメリカ素描』. 新潮社.
- 筒井康隆 (1993). 『断筆宣言への軌跡』. 光文社.